

杉並区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、
次のとおり選挙を行うべき事由が生じた。

1 選挙の名称

杉並区議会議員補欠選挙

2 選挙を行うべき事由

区議会議長より、これまで2名の欠員通知を受けており、かつ、杉並区
長選挙が行われるため

令和8年6月21日

杉並区選挙管理委員会